

羽村市立武蔵野小学校いじめ防止基本計画(概要)

1 いじめ防止等対策についての基本方針

「いじめ防止対策推進法」の第2条（定義）より、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものと定義する。

【いじめ防止のための基本的な考え方や基本姿勢】

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、以下のような基本姿勢でいじめ防止に努めていく。

- 「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる指導を行う。
- 特定の児童や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携しながら取り組む。
- 児童たち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努めるよう指導する。

2 いじめ防止等のための具体的な取組（方策）

（1）心の教育の充実

①ふれあい月間における取組

- 年2回のふれあい月間にて、互いの立場や考えを尊重し合い、互いのよさを認め合う活動を行う。
- ・やさしさメッセージ…友達とのかかわりで嬉しかったこと等、互いのよさを認め合う標語の掲示
 - ・ふれあいの木…互いのよさを認め合うメッセージを付箋に書いて伝え合う活動
 - ・SOSカード…担任を含め、児童の選ぶ4人の教職員と学校生活で相談できる関係づくり

②小中連携による取組

中学校と連携し、児童会・生徒会主催の「あいさつ運動」や清掃活動を企画し、温かい人間関係のある異年齢集団を作る。

③セーフティ教室

「SNS等との適切な関わり方」や「SOSの出し方」の指導を通して、児童の携帯電話、スマートフォン、通信機能付ゲーム機等の所持状況や使用状況を把握し、実態に合ったネット上のモラル等、身近なものを題材に情報モラル教育を推進する。

（2）未然防止や早期発見に向けた取り組み

①毎月の学校生活アンケート

毎月、児童へのいじめ等、学校生活における困り感に関するアンケートを行い、いじめの疑いがある場合には関係者への迅速な聞き取り、指導、調査、対応等を行う。また、ささいな兆候であっても、いじめに繋がる案件ではないかと早い段階からの的確に関わりをもち、未然防止、早期発見に努める。

②いじめ対策委員会・生活指導夕会での情報共有

毎週、いじめ対策委員会及び生活指導夕会を設定し、児童の学校生活における困り感やいじめに繋がる兆候が見られないか教職員で情報を共有する。兆候を掴んだ場合には、解決に向けて、組織的な対応策を検討し、実践する。

（3）地域・家庭との連携に向けた取り組み

- ①対応事項が起きたときには、家庭や学校サポートチーム等との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ②学校や家庭では、なかなか話すことができないような児童に対しては、スクールカウンセラーや「東京都いじめ相談ホットライン」などのいじめ問題などの相談窓口の活用を支援する。